



令和 8 年 4 月採用 高根沢町職員採用試験案内

〒329-1292 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地
高根沢町総務課人事係 Tel 028-675-8101

令和 8 年 4 月採用の高根沢町職員採用試験を次のとおり行います。

- ◎ 受付期間 令和 7 年 7 月 11 日（金）～ 8 月 15 日（金）
- ◎ 第 1 次試験 令和 7 年 9 月 1 日（月）～ 9 月 16 日（火）

【高根沢町職員採用試験の特徴】

- ① 第 1 次試験はテストセンター方式で実施します
- ② 専門職（保健師・建築）は教養試験、論文試験を行いません

【テストセンター方式とは】

全国 47 都道府県 350 か所以上の試験会場（テストセンター）で、パソコンを使用して実施する試験です。試験期間内であれば、受験者の都合に合わせて受験日時が選択できます。

1 職種・採用予定人員及び受験資格

【一般事務】

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
一般事務 A	6 人程度	昭和 55 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた人で、高校卒業程度の学力を有する人
一般事務 B (障がい者対象)	3 人程度	昭和 55 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた人で、高校卒業程度の学力を有し、次の要件をすべて満たす人 (1) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、児童相談所等が発行した知的障害の判定書のいずれかの交付を受けている人 (2) 活字印刷の文による出題に対応できる人

【保健師】

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
保健師	4 人程度	昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、すでに保健師の免許を有するか令和 8 年 3 月 31 日までに取得見込みの人

【建築】

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
建築 A（主事級）	2 人程度	昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、建築の専門学科を修了して高校以上（大学、短期大学、専門学校において専門課程を修了した場合を含む）を卒業し、かつ民間企業又は他官公庁で 3 年以上の建築に関する実務経験（建築物の設計、工事監理、施工管理等）を有する人 ※主事級又は主査級のいずれかから一つを選択し申し込んでください。申込後の職位の変更はできません。
建築 B（主査級）		

- ◆「建築 A」は主事級（行政職給料表 1 級）での採用、
「建築 B」は主査級（行政職給料表 3 級）での採用となります。

【主事級、主査級とは】

本町における職位構成は、上から課長級、課長補佐級、係長級、主査級、主任主事級、主事級となっており、それぞれの職位に求められる役割は異なります。今回募集する主事級、主査級に求められる役割は次のとおりです。

（主事級）

専門性を発揮して分担業務を処理する役割

（主査級）

主事級の内容に加え、次の役割を担います。

- ・ 関係課局等と連携を図り、進捗管理をしながら事業を計画的に推進する。
- ・ 下位の職の者に対する指導、助言を通して人材育成に取り組む。

（参考）高根沢町の職位構成

職位の級数	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
職位	課長級	課長補佐級	係長級	主査級	主任主事級	主事級
求められる 主な役割	課の分掌事務を管理し、所属職員を指揮監督する。	課長を補佐するとともに、所管する事務の総括管理をする。	係の分担事務を指揮監督する。	上記のとおり	分担業務を処理するとともに、下位の職の者への指導をする。	上記のとおり

- ◆次の資格は採用時まで取得することが望ましいです。

道路交通法施行規則第 2 条に規定する普通自動車を運転することができる運転免許

※業務において公用車の運転が必要なため。ただし、年齢要件等により運転免許が取得できない事情がある場合は、この限りではありません。

- ◆次の各号のいずれかに該当する方は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない方
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 高根沢町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過していない方
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2 試験の日程、場所、試験内容等について

(1) 試験の日程・内容（以下の日程については変更する場合があります）

区分	日程	場所	試験内容	合格発表
第一次試験	9月1日（月） ～ 9月16日（火）	テストセンター ※詳細は申込み後に送信する受験案内メールでお知らせします。	①教養試験（高校卒業程度） 5肢択一式 120 題 ②適応性検査 240 題 ※①②はテストセンター方式で実施 ※専門職（保健師・建築）は①教養試験を行わず、代わりに書類選考を実施します。	9月19日（金） 高根沢町のホームページに掲示するほか合格者に通知します。
	【教養試験】 社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を測定する試験 【適応性検査】 職場への適応性を職務や対人関係に関連する性格の面からみる検査 【書類選考】 申込みフォームに入力いただいた申込内容に基づき、職務に対する適正等を評価			
第二次試験	9月27日（土） 又は 9月28日（日）	高根沢町役場 ※詳細は第1次試験合格者に通知します。（Eメール）	①論文試験 ②個人面接試験 ※専門職（保健師・建築）は①論文試験を行いません。	10月6日（月） 高根沢町のホームページに掲示するほか合格者に通知します。
第三次試験	10月18日（土） 又は 10月19日（日）	高根沢町役場 ※詳細は第2次試験合格者に通知します。（Eメール）	個人面接試験	10月21日（火） 高根沢町のホームページに掲示するほか合格者に通知します。

(2) 各職種の試験内容一覧

職種	1次試験			2次試験		3次試験
	テストセンター方式		書類選考	論文試験	個人面接	個人面接
	教養試験	適応性検査				
一般事務A	●	●	—	●	●	●
一般事務B	●	●	—	●	●	●
保健師	—	●	●	—	●	●
建築A・B	—	●	●	—	●	●

(3) 資格調査

最終合格者を対象に、受験資格の有無、申込内容の真否等について調査します。

建築A・Bについては、最終合格発表後に町が指定する様式で実務経験を証明していただきます。

3 採 用

- (1) 最終合格者は、令和8年4月1日採用予定です。
- (2) 採用内定通知は、令和7年10月下旬頃本人宛郵送します。

4 給与・勤務条件

【初任給について】

(令和7年6月1日現在)

区分	職 務 経 験 等	初 任 給
一般事務A 一般事務B 建築A	高校卒（18歳）の場合	188,000 円
	大学卒（22歳）の場合	213,600 円
	職務経験8年（30歳）の場合	238,200 円
	職務経験13年（35歳）の場合	246,000 円
保健師	大学卒（22歳）の場合	220,000 円
	職務経験8年（30歳）の場合	241,400 円
	職務経験13年（35歳）の場合	247,300 円
建築B	職務経験13年（35歳）の場合	287,300 円
	職務経験18年（40歳）の場合	311,700 円

※上表の職務経験ありの場合は、大学卒業後から町に採用されるまでの期間、民間企業等で正社員として就労していた場合の参考額を記載しています。

※初任給は、最終学歴及び経歴（職務内容・期間）を考慮のうえ決定されます。

【諸手当について】

通勤手当、扶養手当、期末・勤勉手当（ボーナス）、時間外勤務手当、住居手当、地域手当等が支給されます。

【勤務時間・休暇等について】

- ◆勤務時間：午前8時30分～午後5時15分まで
- ◆休 日：土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）
- ◆休 暇：年次有給休暇（年間20日、1時間単位で取得可能）のほか、夏季休暇・結婚休暇・出産休暇・子の看護休暇・育児休業など、条例に定められた様々な休暇制度があります。

5 受験手続

申込方法	●インターネットの申込みフォームから採用試験に申し込んでください。
	●申込みフォームには、以下の URL からアクセスしてください。
	URL https://logoform.jp/form/eaKt/1092136
	

6 受付期間 令和7年7月11日（金）から8月15日（金）

7 試験結果の開示

試験の結果については、下記の区分により開示請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、マイナンバーカード、運転免許証、学生証等の顔写真付き身分証明書を持参のうえ、高根沢町役場総務課までお越しください。電話、郵送等による開示はできません。また、以下の開示する内容以外については、問合せ等いただいても一切お答えできませんのであらかじめご承知おきください。

試験区分	開示請求できる人	開示する内容	開示期間及び場所
第1次試験	不合格者	総合得点及び総合順位	それぞれの試験区分の合格発表の日から1ヶ月 開示場所：高根沢町役場総務課
第2次試験	不合格者		
第3次試験	受験者		

8 その他

高根沢町に関する情報や人事制度等を紹介した「高根沢町職員採用ガイド」を町ホームページに掲載しています。

町ホームページにはこちらからアクセス⇒



【高根沢町役場案内図】



高根沢町役場【高根沢町大字石末 2053】 JR 宝積寺駅から徒歩 10 分

実務経験に関する Q&A

＜建築A（主事級）、建築B（主査級）を受験する人は必ず確認してください＞

Q 1 受験資格の「実務経験」の対象となる期間は、どのようなものですか？

A 1 民間企業の従業員、公務員として、常勤（週 30 時間以上勤務）で就業した期間が該当します。（パート・アルバイトは含みません）。

Q 2 実務経験の対象となる業務は、どのようなものですか？

A 2 （１）建築物の設計に関する実務（単なる書類の作成、申請手続きやトレース業務は除く）
（２）建築物の工事監理に関する実務
（３）工事の施工の技術上の管理に関する実務
（４）建築基準法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する実務
（５）建築行政に関する実務（法律に基づく認定、審査等を行う業務）

Q 3 実務経験年数の計算方法は、どのようなものですか？

A 3 （１）「3 年以上」の対象期間は、最終学歴取得後から令和 8 年 3 月 31 日までの通算です。
（２）1 月未満の端数は、在籍期間 15 日以上であれば、1 月とみなします。
ただし、月の途中で転職をした場合で、両方の実務経験が在籍期間 15 日以上を満たす場合は、どちらか一方を 1 月と見なし、もう一方を切り捨てることとします。
（３）連続した 1 月以上の休業等の期間は、実務経験から差し引きます。
（４）同一期間内に複数の職務が重複している場合は、いずれか一方のみの実務経験となります。

Q 4 実務経験を証明する書類は、受験申込時に必要ですか？

A 4 受験申込時に実務経験を証明する書類を提出していただく必要はありません。最終合格発表後、合格者には町が指定する様式で証明をしていただきます。なお、受験要件を欠いていることが明らかになった場合には採用されません。